

## 令和6年度 第5回役員会議事要旨

日 時 令和6年6月13日（木） 13時00分～14時18分

場 所 Web会議

出席者 学長、渡理事、大島理事、山下理事、豊田理事、石田理事、竹下理事

欠席者 野口理事

陪席者 佐々木監事、南谷監事

### 1 審議事項

(1) クロスアポイントメント制度の適用について（受入）

渡理事から、国立大学法人佐賀大学クロスアポイントメント制度に関する規程第6条第2項に基づき役員会で審議するものである旨及びクロスアポイントメント制度適用候補者の就業等についての説明があり、審議の結果、了承された。

(2) クロスアポイントメント制度の適用について（派遣）

渡理事から、国立大学法人佐賀大学クロスアポイントメント制度に関する規程第6条第2項に基づき役員会で審議するものである旨及びクロスアポイントメント制度適用候補者の就業等についての説明があり、審議の結果、了承された。

### 2 協議事項

(3) 令和5年度自己点検・評価書（案）について

大島理事から、学校教育法109条第1項に定める自己点検・評価のうち、第4期中期目標・中期計画に係る令和5年度実績に対して自己点検・評価を行い、その結果を公表する旨、令和8年度実施予定の4年目終了時評価に向け成果を蓄積する旨の説明があった。

なお、本件については経営協議会、教育研究評議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

(4) 教職大学院認証評価の自己評価書（案）について

大島理事から、学校教育法第109条第3項及び学校教育法施行令第40条に基づき、専門職大学院を置く大学は文部科学大臣から認証を受けた認証評価機関による第三者評価（認証評価）を5年以内ごとに受けることが義務付けら

れているため、令和6年6月末に教員養成評価機構に提出する「教職大学院認証評価自己評価書（案）」についての説明があった。

なお、本件については経営協議会、教育研究評議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

- (5) 国立大学法人佐賀大学における戦略的な設備整備・運用計画について  
－設備マスタープラン－

財務部長から、教育、研究及び医療設備に係る「設備マスタープラン」を令和6年4月1日付で改訂する旨の説明があった。

なお、本件については経営協議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

- (6) 令和7年度概算要求事項について

財務部長から、令和7年度概算要求に向けて、ミッション実現加速化経費（教育研究組織改革分、共通政策課題分）について要求事項を選定する旨の説明があった。

なお、本件については経営協議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

- (7) 令和5事業年度決算について

財務部長から、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第1項及び同条第2項に基づき、令和5事業年度財務諸表等について作成し、文部科学大臣に提出する旨の説明があった。

なお、本件については経営協議会にて審議の後、次の役員会において審議されることとなった。

- (8) 佐賀県、佐賀大学及びリコージャパン株式会社との連携協定書（案）について  
社会連携課長から、佐賀県、佐賀大学及びリコージャパン株式会社との連携協定書（案）について説明があった。

なお、本件については、次の役員会において審議されることとなった。

- (9) 国立大学法人佐賀大学と佐賀県工業連合会との間における包括的な連携推進に関する協定書（案）について

社会連携課長から、国立大学法人佐賀大学と佐賀県工業連合会との間における包括的な連携推進に関する協定書（案）について説明があった。

なお、本件については、次の役員会において審議されることとなった。

### 3 報告事項

- (10) 佐賀大学の教育組織改革（共同教育課程・学部等関係課程）について

山下理事及び大島理事から、これまで検討してきた教育組織改革について現在の検討状況の報告があった。

(11) 令和6年度会計監査人の選任について

本学の会計監査人について、令和5年度に引き続き「EY新日本有限責任監査法人」を令和6年度の会計監査人候補者とし、「候補者名簿」を文部科学大臣に提出したところ、令和6年5月22日付で文部科学大臣から承認されたため、報告があった。

(12) その他

学長から、「国立大学協会声明—我が国の輝ける未来のために—」の発表について報告があった。

以 上